

医政地発0912第3号  
保連発0912第1号  
平成26年 9月12日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（公 印 省 略）

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長  
（公 印 省 略）

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく  
都道府県計画及び地域医療介護総合確保基金の平成26年度の取扱いに  
関する留意事項について

今般、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）第3条第1項に基づき、「地域における医療及び介護の総合的に確保するための基本的な方針」（平成26年厚生労働省告示第354号。以下「総合確保方針」という。）が、告示されたところである。同法第4条第1項に規定する都道府県計画（以下単に「都道府県計画」という。）の作成又は変更及び同法第6条に基づく基金（地域医療介護総合確保基金。以下単に「基金」という。）の活用にあたっての留意事項を別添のとおりまとめたので、貴都道府県におかれては、これを踏まえ、都道府県計画を作成し、基金の活用を図っていただくとともに、貴管内関係者に周知されるよう御配慮願いたい。併せて、予算の早期執行に努められるようお願いする。

都道府県計画の作成、基金の運用等に当たっての疑義等が生じた場合には、随時、御相談いただきたい。

なお、繰越、事業の変更可能な期間等についての留意事項は、追って通知する。

## 地域医療介護総合確保基金の活用にあたっての留意事項

### 第1 都道府県計画の作成

#### 1 都道府県計画において基金を充てて実施する事業の範囲

都道府県計画の作成は、総合確保方針に即して行うものとし、平成26年度において基金を充てて実施する事業の範囲については、総合確保方針第4の二に定めるもののうち、次の事業を対象とするものとする。

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ③ 医療従事者の確保に関する事業

地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備については、平成26年度を含め、地域医療構想策定前においては、その地域での整備が必要であることが地域医療構想策定前でも明らかとして都道府県計画に定めたものを対象とする。

診療報酬や他の補助金等で措置されているものは基金を充てて実施する事業の対象としないものとする。また、既に一般財源化されたもの及び地方単独事業の単なる基金への付替えについては、慎重に検討するものとする。

都道府県計画については、都道府県の医療計画、都道府県の定める介護保険事業支援計画、市町村の定める介護保険事業計画、その他都道府県及び市町村が定める関係計画の内容と調和が保たれるよう考慮するとともに、必要に応じてこれらの計画を見直すものとする。

都道府県計画の計画期間は、原則1年間とする。なお、個別の事業の内容に応じて実施期間を複数年とすることも可能とする。

#### 2 地域の関係者の意見の反映及び事業主体間の公平性の確保等

都道府県計画の作成にあたっては、公正性・透明性を確保するため、あらかじめ、幅広い地域の関係者（市町村長、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をいう。以下単に「地域の関係者」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努めるとともに、事業主体間の公平性を確保し、地域にとって必要性・公益性の高い事業に対し、適切かつ公正に配分されるようにするものとする。

都道府県計画には、公民の基金の配分額（事業主体が未定のものを除く。）を記載し、当該配分についての経緯・理由やそれに対する都道府県の見解を付すものとする。なお、この基金における公とは、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関並びに国、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人が開設した医療機関をいう。

### 3 その他

都道府県においては、都道府県計画の基金充当額の全てがそのまま承認されるわけではないため、あらかじめ事業の優先順位を決めておくなどの準備をお願いする。

事業者負担については、特に、特定の事業者の資産の形成につながる事業については、必ず求めるものとする。ただし、政策上必要なもので、特定の事業者の資産の形成につながらない事業については、事業者負担を求めないことも可能である。

事業の積算に当たっては、地域医療介護総合確保基金で対応することとして、平成25年度をもって廃止された国庫補助事業における基準単価や人件費等統一単価はもとより、他の事業についても類似事業の例を参考にするものとする。

事業者が基金事業を実施するために必要な調達を行う場合には、都道府県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

## 第2 都道府県計画の作成等に係る手順

都道府県が都道府県計画を作成する際に考えられる一般的な手順を提示するので、状況に応じて参考にされたい。

- (1) 都道府県計画(案)を作成するための体制の整備。
- (2) 地域医療の現状分析等に係るデータの収集、調査の実施及び将来予測の検討。
- (3) 対象地域における医療提供体制の再構築を推進するために実施してきたこれまでの事業の評価、新たに計画する事業に係る指標及び定量的な目標、事業の優先順位、地域医療構想及び医療計画のP D C A指標との整合性の検討。
- (4) 以上の検討を踏まえた都道府県計画(案)の作成(これまでの間に、必要に応じ、厚生労働省との意見交換を行う)。
- (5) 都道府県計画(案)に関する医師会など地域の関係者への意見の聴取。
- (6) 都道府県計画(案)(付属資料1及び付属資料2を含む。)の厚生労働省への提出。
- (7) 厚生労働省による都道府県への交付額の内示。
- (8) 都道府県計画の決定、厚生労働省への提出。

※ (5)のほか、必要に応じて、医師会など地域の関係者への意見聴取を実施。

また、都道府県計画の様式例及び基金条例のひな形を、別紙1及び別紙2のとおり添付するので、必要に応じて参考とされたい。

## 第3 区分経理

### 1 年度ごとの区分経理

基金は、毎年度、交付金の交付を受けて造成されるものであるため、都道府県は、交付年度ごとに基金の執行状況等について把握・管理するものとする。

## 2 交付金ごとの区分経理

平成26年度においては、消費税増収分を財源とした医療介護提供体制改革推進交付金のほか、消費税増収分以外の税収等による地域医療対策支援臨時特例交付金により基金が造成されるため、都道府県は、交付金ごとに基金の執行状況等について把握・管理するものとする。

その際、各年度末における各事業の執行状況に応じて、国からの各交付金の交付の比率で按分することにより把握・管理するものとする。

## 第4 都道府県計画の達成状況の事後評価等

都道府県計画に関しては、都道府県が目標の達成状況及び事業の実施状況に係る事後評価を実施し、平成27年度以降に提出する都道府県計画に記載いただくこととしている。事後評価を実施する際には、地域の関係者や都道府県医療審議会、医療対策協議会等からも、必要に応じて意見を聴取するものとする。その他詳細については、平成27年度の都道府県計画の作成に間に合うよう、追ってお知らせする。

## 第5 都道府県計画の変更

都道府県は、都道府県計画における目標を達成するためなど必要に応じて、都道府県計画の変更を行うことができる。

都道府県計画を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、あらかじめ、地域の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、当該変更（軽微な変更を除く。）につき、あらかじめ、厚生労働大臣に報告し、協議した後に、当該変更した計画を、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、都道府県計画について軽微な変更をした場合には、厚生労働大臣に報告するものとする。

## 第6 交付金の配分

平成26年度における交付金の配分については、人口や高齢者の状況などの基礎的要因とともに、都道府県計画の評価等の政策的要因を勘案して配分する予定であるが、27年度以降は、病床の機能分化・連携の取組状況に重点化する配分を考えている。

○ 都道府県計画の提出期限、提出先及び問合せ窓口について

1 提出期限及び提出先

- ① 都道府県計画(案)(付属資料1及び付属資料2を含む)については、9月30日(火)までに、2部を保険局医療介護連携政策課に提出すること。
- ② 正式な都道府県計画(付属資料1及び付属資料2を含む)については、交付額の内示後10月31日(金)までに、1部を保険局医療介護連携政策課に提出すること。  
なお、都道府県計画の写しを交付申請書に添付して提出すること。

2 問合せ窓口

医政局地域医療計画課

電話：03-5253-1111(内線2557)

E-mail：shinkikin9@mhlw.go.jp

**医療介護総合確保促進法に基づく  
(都道府) 県計画  
【様式例】**

**平成〇〇年〇月  
〇〇県**

# 1. 計画の基本的事項

## (1) 計画の基本的な考え方

※なぜこの計画を策定するのか（→医療と介護の連携の推進）等を記載。

## (2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定

(例) ○○県における医療介護総合確保区域については、県西部（○○市、○○市）、県東部（ ）…の地域とする。

2次医療圏及び老人福祉圏域と同じ

2次医療圏及び老人福祉圏域と異なる

（異なる理由： ）

## (3) 計画の目標の設定等

### ■○○県全体

#### ① ○○県の医療と介護の総合的な確保に関する目標

(例) ○○県においては、○○など、以下に記載する医療介護総合確保区域の課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるようにすることを目標とする。

- ・ 在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院数 ○○か所 → □□か所
- ・ 人口10万人対医師数 ○○人 → □□人

### ■県西部（※医療介護総合確保区域ごとに記載）

#### ① 県西部の医療と介護の総合的な確保に関する目標

(例) 県西部では、(医療計画に記載されている2次医療圏の課題を記載)という課題が存在している。この課題を解決するため、上記の記載事項の実現に向けて精力的に取り組むとともに、以下を目標とする。(注1)

- ・ 回復期リハビリテーション病床数 ○○床 → □□床
- ・ 在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院数 ○○床 → □□床

#### ② 計画期間

平成26年度（～平成○○年度）

### ■県中央部

… 以下、同様の内容を区域ごとに記載

(注1) 可能なものについては、具体的な数値目標を記入すること。

#### (4) 目標の達成状況

※本項目については、平成 27 年度以降の都道府県計画において提出いただくことになるため、追って送付。



## 2. 事業の評価方法

---

### (1) 関係者からの意見聴取の方法

(例) 平成 26 年〇月〇日 県医師会、歯科医師会から意見聴取。  
平成 26 年〇月〇日 薬剤師会、看護協会から意見聴取  
...

### (2) 事後評価の方法

(例) 計画の事後評価にあたっては、〇〇会議、あるいは個別分野に関して設置されている協議会等の意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて見直しなどを行うなどにより、計画を推進していきます。

### (3) 事業評価結果

※本項目については、平成 27 年度以降の都道府県計画において提出いただくことになるため、追って送付。

### 3. 計画に基づき実施する事業

#### (1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業						
事業名	在宅医療に係る多職種連携推進研修事業				【総事業費】	〇〇千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県西部・県北部・県南部						
事業の実施主体	〇〇県、〇〇県医師会、〇〇県看護協会等						
事業の目標	研修会に参加した地域数（市町村単位等） 研修会に参加した地域のうち、実際に多職種連携に関する取組を実施した地域数（市町村単位等）						
事業の期間	平成26年〇月〇日～平成27年〇月〇日						
事業の内容	各地域（市町村や日常生活圏域単位）で多職種連携が推進されるように、各地域の関係者を対象に、多職種連携の意義や多職種連携の具体的な取組方法について学ぶ研修を実施する。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
		基金	国	(千円)		民	(千円)
			都道府県	(千円)			うち受託事業等 (再掲)(注3)
		その他		(千円)		(千円)	
備考(注4)							

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄に、基金における年度毎の支出見込額（キャッシュベース）を記載すること。

## (2) 事業の実施状況

※本項目については、平成 27 年度以降の都道府県計画において提出いただくことになるため、追って送付。

平成〇〇年度〇〇県都道府県計画事業一覧表

	事業名	事業の区分 (注1)	区域名	事業の実施主体	事業の期間(年)	金額(千円)			基金充当額(国費)における 公立・公的と民間の別(千円) (注2)					
						総事業費	基金		その他	うち施設・設備整備分 (再掲) (千円)				
							国	都道府県		公	民	うち受託事業 等(再掲)	公	民
1														
2														
3														
計														

(注1)「事業の区分」の欄には、「病床の機能分化・連携」に係る事業は①、「居宅等における医療の提供」に係る事業は②、「医療従事者の確保」に係る事業は③を記載すること。

(注2)「基金充当額(国費)における公立・公的と民間の別」の欄は、事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

また、事業主体は、公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

## 公民比率の経緯・理由、それに対する都道府県の見解

【経緯・理由】

【見解】

【参考例】〇〇（都道府）県地域医療介護総合確保基金（仮称）条例

（設置）

第一条 地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、〇〇（都道府）県地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、〇〇（都道府）県が国から交付を受ける基金の額とする。（注）

（注）その他以下のような案も考えられる。

案 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業の資金に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、交付の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は平成〇年〇月〇日に、その効力を失う。ただし、第六条の事業の実施に係る精算を目的として基金事業の延長をした場合は、当該精算を完了した日に、その効力を失うものとする。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。